

■ 居宅介護

単価: 11.20

身体介護		A	B: A×単価 (1月未満切捨)	C: B×0.9 (1月未満切捨)	B-C
区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】
30分未満	昼間	256	<b>2,867</b>	2,580	<b>287</b>
	早朝・夜間	320	3,584	3,225	359
30分以上 1時間未満	昼間	404	<b>4,524</b>	4,071	<b>453</b>
	早朝・夜間	505	5,656	5,090	566
1時間以上 1.5時間未満	昼間	587	<b>6,574</b>	5,916	<b>658</b>
	早朝・夜間	734	8,220	7,398	822
1.5時間以上 2時間未満	昼間	669	<b>7,492</b>	6,742	<b>750</b>
	早朝・夜間	836	9,363	8,426	937
2時間以上 2.5時間未満	昼間	754	<b>8,444</b>	7,599	<b>845</b>
	早朝・夜間	943	10,561	9,504	1,057
2.5時間以上 3時間未満	昼間	837	<b>9,374</b>	8,436	<b>938</b>
	早朝・夜間	1,046	11,715	10,543	1,172
3時間	昼間	921	<b>10,315</b>	9,283	<b>1,032</b>
	早朝・夜間	1,151	12,891	11,601	1,290
以降30分 増すごと	昼間	83	<b>929</b>	836	<b>93</b>
	早朝・夜間	104	1,164	1,047	117

家事援助		A	B: A×単価 (1月未満切捨)	C: B×0.9 (1月未満切捨)	B-C
区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】
30分未満	昼間	106	<b>1,187</b>	1,068	<b>119</b>
	早朝・夜間	133	1,489	1,340	149
30分以上 45分未満	昼間	153	<b>1,713</b>	1,541	<b>172</b>
	早朝・夜間	191	2,139	1,925	214
45分以上 1時間未満	昼間	197	<b>2,206</b>	1,985	<b>221</b>
	早朝・夜間	246	2,755	2,479	276
1時間以上 1時間15分 未満	昼間	239	<b>2,676</b>	2,408	<b>268</b>
	早朝・夜間	299	3,348	3,013	335
1時間15分 以上 1時間30分 未満	昼間	275	<b>3,080</b>	2,772	<b>308</b>
	早朝・夜間	344	3,852	3,466	386
1時間30分	昼間	311	<b>3,483</b>	3,134	<b>349</b>
	早朝・夜間	389	4,356	3,920	436
以降15分 増すごと	昼間	35	<b>392</b>	352	<b>40</b>
	早朝・夜間	44	492	442	50

通院等介助(身体介護を伴う場合)

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】
30分未満	昼間	256	<b>2,867</b>	2,580	<b>287</b>
	早朝・夜間	320	3,584	3,225	359
30分以上 1時間未満	昼間	404	<b>4,524</b>	4,071	<b>453</b>
	早朝・夜間	505	5,656	5,090	566
1時間以上 1.5時間未満	昼間	587	<b>6,574</b>	5,916	<b>658</b>
	早朝・夜間	734	8,220	7,398	822
1.5時間以上 2時間未満	昼間	669	<b>7,492</b>	6,742	<b>750</b>
	早朝・夜間	836	9,363	8,426	937
2時間以上 2.5時間未満	昼間	754	<b>8,444</b>	7,599	<b>845</b>
	早朝・夜間	943	10,561	9,504	1,057
2.5時間以上 3時間未満	昼間	837	<b>9,374</b>	8,436	<b>938</b>
	早朝・夜間	1,046	11,715	10,543	1,172
3時間	昼間	921	<b>10,315</b>	9,283	<b>1,032</b>
	早朝・夜間	1,151	12,891	11,601	1,290
以降30分 増すごと	昼間	83	<b>929</b>	836	<b>93</b>
	早朝・夜間	104	1,164	1,047	117

通院等介助(身体介護を伴わない場合)

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】
30分未満	昼間	106	<b>1,187</b>	1,068	<b>119</b>
	早朝・夜間	133	1,489	1,340	149
30分以上 1時間未満	昼間	197	<b>2,206</b>	1,985	<b>221</b>
	早朝・夜間	246	2,755	2,479	276
1時間以上 1.5時間未満	昼間	275	<b>3,080</b>	2,772	<b>308</b>
	早朝・夜間	344	3,852	3,466	386
1.5時間以上 2時間未満	昼間	345	<b>3,864</b>	3,477	<b>387</b>
	早朝・夜間	431	4,827	4,344	483
以降30分 増すごと	昼間	69	<b>772</b>	694	<b>78</b>
	早朝・夜間	86	963	866	97

2人の居宅介護員等による場合  
 一定の要件を満たし、同時に2人の居宅介護員等が  
 1人のお客様に対してサービスを提供した場合、  
 100分の200の単位数を算定します。

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】
通院等 乗降介助	昼間	102	<b>1,142</b>	1,027	<b>115</b>
	早朝・夜間	128	1,433	1,289	144

注) 昼間(8:00-18:00)、早朝(6:00-8:00)、夜間(18:00-22:00)



単価: 11.20

■ 重度訪問介護

病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合 A B: A×単価 (1円未満切捨)

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	
1時間未満	昼間	186	2,083	
	早朝・夜間	233	2,609	
1時間以上 1時間30分未満	昼間	277	3,102	
	早朝・夜間	346	3,875	
1時間30分以上 2時間未満	昼間	369	4,132	
	早朝・夜間	461	5,163	
2時間以上 2時間30分未満	昼間	461	5,163	
	早朝・夜間	576	6,451	
2時間30分以上 3時間未満	昼間	553	6,193	
	早朝・夜間	691	7,739	
3時間以上 3時間30分未満	昼間	644	7,212	
	早朝・夜間	805	9,016	
3時間30分以上 4時間未満	昼間	736	8,243	
	早朝・夜間	920	10,304	
4時間以上 8時間未満	昼間	821	9,195	
	早朝・夜間	1,026	11,491	
	4時間から 30分増すごと		85	952
		早朝・夜間	106	1,187
8時間以上 12時間未満	昼間	1,505	16,856	
	早朝・夜間	1,881	21,067	
	8時間から 30分増すごと		85	952
		早朝・夜間	106	1,187
12時間以上 16時間未満	昼間	2,184	24,460	
	早朝・夜間	2,730	30,576	
	12時間から 30分増すごと		81	907
		早朝・夜間	101	1,131
16時間以上 20時間未満	昼間	2,834	31,740	
	早朝・夜間	3,543	39,681	
	16時間から 30分増すごと		86	963
		早朝・夜間	108	1,209
20時間以上 24時間未満	昼間	3,520	39,424	
	早朝・夜間	4,400	49,280	
	20時間から 30分増すごと		80	896
		早朝・夜間	100	1,120

病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合 A B: A×単価 (1円未満切捨)

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	
1時間未満	昼間	186	2,083	
	早朝・夜間	233	2,609	
1時間以上 1時間30分未満	昼間	277	3,102	
	早朝・夜間	346	3,875	
1時間30分以上 2時間未満	昼間	369	4,132	
	早朝・夜間	461	5,163	
2時間以上 2時間30分未満	昼間	461	5,163	
	早朝・夜間	576	6,451	
2時間30分以上 3時間未満	昼間	553	6,193	
	早朝・夜間	691	7,739	
3時間以上 3時間30分未満	昼間	644	7,212	
	早朝・夜間	805	9,016	
3時間30分以上 4時間未満	昼間	736	8,243	
	早朝・夜間	920	10,304	
4時間以上 8時間未満	昼間	821	9,195	
	早朝・夜間	1,026	11,491	
	4時間から 30分増すごと		85	952
		早朝・夜間	106	1,187
8時間以上 12時間未満	昼間	1,505	16,856	
	早朝・夜間	1,881	21,067	
	8時間から 30分増すごと		85	952
		早朝・夜間	106	1,187
12時間以上 16時間未満	昼間	2,184	24,460	
	早朝・夜間	2,730	30,576	
	12時間から 30分増すごと		81	907
		早朝・夜間	101	1,131
16時間以上 20時間未満	昼間	2,834	31,740	
	早朝・夜間	3,543	39,681	
	16時間から 30分増すごと		86	963
		早朝・夜間	108	1,209
20時間以上 24時間未満	昼間	3,520	39,424	
	早朝・夜間	4,400	49,280	
	20時間から 30分増すごと		80	896
		早朝・夜間	100	1,120

2人の居宅介護員等による場合

一定の要件を満たし、同時に2人の居宅介護員等が1人のお客様に対してサービスを提供した場合、100分の200の単位数を算定します。

■ 加算等

移動介護加算 A B: A×単価 (1円未満切捨)

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)
1時間未満	昼間	100	1,120
	早朝・夜間	125	1,400
1時間以上 1時間30分未満	昼間	125	1,400
	早朝・夜間	156	1,747
1時間30分以上 2時間未満	昼間	150	1,680
	早朝・夜間	188	2,105

移動介護加算 A B: A×単価 (1円未満切捨)

区分	提供時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)
2時間以上 2時間30分未満	昼間	175	1,960
	早朝・夜間	219	2,452
2時間30分以上 3時間未満	昼間	200	2,240
	早朝・夜間	250	2,800
3時間以上	昼間	250	2,800
	早朝・夜間	313	3,505

注) 昼間(8:00-18:00)、早朝(6:00-8:00)、夜間(18:00-22:00)

単価: **11.20**  
 B: A×単価  
 (1円未満切捨)

加算名称	単位	利用料 (介護報酬総額)
緊急時対応加算	100	1,120
初回加算	200	2,240
利用者負担上限額管理加算	150	1,680
入院時支援連携加算	300	3,360

令和6年5月31日まで算定  
 令和6年5月31日まで算定  
 令和6年5月31日まで算定  
 令和6年5月31日まで算定  
 令和6年5月31日まで算定  
 令和6年5月31日まで算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定  
 令和6年6月1日から算定

名称等	加算・減算割合
特定事業所加算 I	基本報酬の20%を加算
特定事業所加算 II	基本報酬の10%を加算
特定事業所加算 III	基本報酬の10%を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の20.0%を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 II	所定単位数の14.6%を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 III	所定単位数の8.10%を加算
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数の7.0%を加算
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 II	所定単位数の5.5%を加算
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の4.5%を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の34.3%を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 II	所定単位数の32.8%を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 III	所定単位数の27.3%を加算
福祉・介護職員処遇改善加算 IV	所定単位数の21.9%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(1)	所定単位数の29.8%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(2)	所定単位数の28.9%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(3)	所定単位数の28.3%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(4)	所定単位数の27.4%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(5)	所定単位数の24.4%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(6)	所定単位数の22.9%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(7)	所定単位数の22.4%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(8)	所定単位数の22.8%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(9)	所定単位数の20.9%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(10)	所定単位数の17.9%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(11)	所定単位数の17.4%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(12)	所定単位数の16.4%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(13)	所定単位数の15.4%を加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(14)	所定単位数の10.9%を加算

所定単位数・・・基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

単価: 11.20

## ■ 同行援護

区分	提供時間帯	A				
		単位	B: A×単価 (1円未満切捨) 利用料 (介護報酬総額)	C: B×1.25 (1円未満切捨) 盲ろう者に対して盲 ろう者向け 通訳介助員が支援	D: B×1.2 (1円未満切捨) 障がい支援 区分3	E: B×1.4 (1円未満切捨) 障がい支援 区分4
30分未満	昼間	191	2,139	2,673	2,566	2,994
	早朝・夜間	239	2,676	3,345	3,211	3,746
30分以上 1時間未満	昼間	302	3,382	4,227	4,058	4,734
	早朝・夜間	378	4,233	5,291	5,079	5,926
1時間以上 1.5時間未満	昼間	436	4,883	6,103	5,859	6,836
	早朝・夜間	545	6,104	7,630	7,324	8,545
1.5時間以上 2時間未満	昼間	501	5,611	7,013	6,733	7,855
	早朝・夜間	626	7,011	8,763	8,413	9,815
2時間以上 2.5時間未満	昼間	566	6,339	7,923	7,606	8,874
	早朝・夜間	708	7,929	9,911	9,514	11,100
2.5時間以上 3時間未満	昼間	632	7,078	8,847	8,493	9,909
	早朝・夜間	790	8,848	11,060	10,617	12,387
3時間	昼間	697	7,806	9,757	9,367	10,928
	早朝・夜間	871	9,755	12,193	11,706	13,657
以降30分 増すごと	昼間	66	739	923	886	1,034
	早朝・夜間	83	929	1,161	1,114	1,300

注) 昼間(8:00-18:00)、早朝(6:00-8:00)、夜間(18:00-22:00)

2人の同行援護従事者による場合

一定の要件を満たし、同時に2人の居宅介護員等が1人のお客様に対してサービスを提供した場合、100分の200の単位数を算定します。

令和3年9月30日までの間は基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。

## ■ 加算等

加算名称	A	
	単位	B: A×単価 (1円未満切捨) 利用料 (介護報酬総額)
緊急時対応加算	100	1,120
初回加算	200	2,240
利用者負担上限額管理加算	150	1,680

名称等	加算・減算割合	
特定事業所加算 I	基本報酬の20.0%を加算	
特定事業所加算 II	基本報酬の10.0%を加算	
特定事業所加算 III	基本報酬の10.0%を加算	
特定事業所加算 IV	基本報酬の5.0%を加算	
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の27.4%を加算	令和6年5月31日まで算定
福祉・介護職員処遇改善加算 II	所定単位数の20.0%を加算	令和6年5月31日まで算定
福祉・介護職員処遇改善加算 III	所定単位数の11.1%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数の7.0%を加算	令和6年5月31日まで算定
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 II	所定単位数の5.5%を加算	令和6年5月31日まで算定
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の4.5%を加算	令和6年5月31日まで算定
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の41.7%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員処遇改善加算 II	所定単位数の40.2%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員処遇改善加算 III	所定単位数の34.7%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員処遇改善加算 IV	所定単位数の27.3%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の37.2%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の34.3%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の35.7%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の32.8%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の29.8%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の28.3%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の25.4%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の30.2%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の23.9%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の20.9%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の22.8%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の19.4%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の18.4%を加算	令和6年6月1日から算定
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の13.9%を加算	令和6年6月1日から算定

所定単位数・・・基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数